

# 2019年度

## 不良空家等除却補助事業のご案内



有田市では、地域の防災、防犯等、周囲の環境に悪影響を及ぼすおそれのある空き家の除却を促進し、市民の安全・安心で良好な住環境の向上を図るため除却費用の一部を補助する制度を実施しています。

- ★老朽化した空き家を所有しているが維持管理に困っている…
  - ★空き家が原因で近隣に迷惑をかけている…
  - ★空き家を解体したいが費用が問題になっている… など
- ～ 空き家で困っている方は、是非この機会にご活用ください！～

**補助金  
上限80万円**

- 申請受付期間 : 5月13日(月)～【土日祝は除く】
- 申請受付場所 : 有田市役所3階 建設課 建築住宅係
- 募集予定棟数 : 50棟程度 (補助金交付申請書提出順。予算がなくなり次第締め切ります。)

### 1. 補助の対象となる空き家

- ① 概ね年間を通して住宅として使用実績がない空き家
- ② 専用住宅、併用住宅(2分の1以上が居住の用に供されていたもの)、長屋、アパート
- ③ 個人が所有する空き家
- ④ 空き家の不良度の測定基準の評点が60以上(市担当者の現地調査による)
- ⑤ 空家等対策の推進に関する特別措置法の『特定空家等』に指定されていないこと など…

### 2. 補助金の額

- 国が定める標準除却費または除却工事費のいずれか少ない方の金額に10分の8を乗じた額で80万円が限度 ※家財道具、塀、樹木などの撤去処分費は補助対象外

### 3. 補助対象者(申請者)

- 空き家の所有者または相続人、または左記の者より除却について同意を得た者
- 市税の滞納がないこと など…

### 4. 補助対象工事

- 建設業法の許可又は解体工事業登録を受けた有田市内の建設業者に請負わせること  
【建設業:土木工事業、建築工事業、解体工事業、とび・土工工事業(※別途条件あり)】
- 補助対象となる空き家の敷地内に存する全ての工作物を除却すること など…  
※補助金の交付を決定する前に、契約・工事着手したものは補助対象外

### 5. 固定資産税の課税標準の特例措置

空き家の解体に伴い、固定資産税の住宅用地の特例措置は適用除外となりますが、本事業を活用すれば、特例措置と同様の減免制度が最長で5年度分受けられる場合があります。

**なお、空家等対策の推進に関する特別措置法の『特定空家等』に指定されると、本補助金だけでなく固定資産税の住宅用地の特例制度も適用対象外となります。**

※空き家の現地調査及び認定申請は年間を通して受け付けていますので、お気軽にご連絡ください!

■ 詳しくは、有田市ホームページをご覧ください!  
<https://www.city.arida.lg.jp/kurashi/sumai/1001036.html>

有田市役所 建設課 建築住宅係 (市役所3階)  
電話 : 0737-22-3618